

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2015-001 事件

競技者氏名： X

競技種目： ソフトボール

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 27 年 12 月 8 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

委員長 早川 吉尚

早川 吉尚

聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 27 年 11 月 21 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果、及び、その後に期限を決めて提出が求められた当事者からの書面に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 27 年 12 月 8 日

早川 吉尚 早川 吉尚

塚越 克己 塚越 克己

村山 正博 村山 正博

記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.1.2 項、同 10.2.2 項、同 10.5.1.1 及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 27 年 7 月 7 日より 8 ヶ月間の資格停止とする。

[理 由]

- ・平成27年5月30日に実施された競技会検査において競技者から検出された物質オキシロフリンとβ-メチルフェネチルアミンは、2015年禁止表国際基準(以下「禁止表」という。)における「S6. 興奮薬」において「オキシロフリン(メチルシネフリン)」「フェネチルアミンおよびその誘導体」という形で禁止物質とされているため、本規程2.1項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B検体についての分析を要求したが、検出結果は変わらなかった。また、競技者は、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関し特段争わなかった。
- ・そこで、本件においては、競技者について本規程2.1項(競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること)の違反が認められ、同9条及び同10.8項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞(もしあれば)はいずれも剥奪されることになる。
- ・上記検出物質は、「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」に該当するところ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)は、競技者の上記検出物質の使用が意図的であった旨の主張・立証を行っていない。実際にも、上記検出物質は「デキサプリン XR」なる名称のサプリメントに含有されており、上記物質が検出されたのは、競技者が競技会前に同製品を同物質の含有を意識しないままに使用したことによるものであると合理的に認定することができる。したがって、JADAが、本件の違反が意図的であった旨立証できた場合に該当しないから、本規程10.2.1.2項及び同10.2.2項に従い、資格停止期間は原則として2年間となる。
- ・また、本規程10.4項の定めに基づく例外的な資格停止期間の取消しについても、競技者はその適用の主張・立証をしておらず、実際にも、競技者に過誤又は過失がないことを認めるべき事情は認定できない。
- ・以上につき、当事者間に争いはない。
- ・当事者間に争いがあるのは、本規程10.5.1項の定めに基づく例外的な資格停止期間の短縮の点である。同項は、競技者が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できた場合には、検出された禁止物質が特定物質のとき(同10.5.1.1項)、あるいは、特定物質に該当しなくても「汚染物質に由来したとき」には(同10.5.1.2項)、かかる短縮が認められると定めている。
- ・この点、競技者は、競技者が使用したサプリメント「デキサプリン XR」が本規程10.5.1.2項に定める「汚染物質」であり、同項の適用の結果として短縮がなされるべきであるとし、汚染物質に関する先例(FINA v. Cielo (CAS2011/A/2495)、UCI v. Kolobnev (CAS2011/A/2645)、UK Anti-Doping v. Warburton and Williams、UK Anti-Doping v. Murphy)を引用しつつ、資格停止期間は4ヶ月であるべきであると主張する。これに対し、JADAは、本サプリメントは同10.5.1.2項に定める「汚染物質」ではないと主張すると同時に、検出された禁止物質が特定物質であり、諸事情を考慮して競技者の過誤又は過失の程度が重大とまではいえない

と考えるとして、短縮が認められるべきであることは争っていないものの、資格停止期間は 8 ヶ月が相当であると主張する。

- そこで検討するに、まず、競技者が、サプリメント「デキサプリン XR」の製品ラベルを通じて、禁止表に掲載された物質が含まれていないか確認したにもかかわらず、本件禁止物質の含有が記載されていなかったため、競技者がその使用に及んだという事実を合理的に認定でき、かつ、これに反する具体的な主張・立証は JADA からなされなかった。
- 次に、「汚染物質」の該当性については、検出された禁止物質が特定物質ではない場合に本規程 10.5.1 項に定める制裁措置の短縮が認められるために必要な要件であるが、検出された禁止物質が特定物質である本件のような場合については、汚染物質の該当性の有無を問わず制裁措置の短縮が可能である。他方、競技者の引用する汚染物質に関する先例との均衡については、UK Anti-Doping v. Murphy を除けば、平成 27 年の改訂以前のアンチ・ドーピング規則の下でのものであり、現在のアンチ・ドーピング規則との関係で何らの留保なく考慮しなければならないものではない。よって、本件との関係で重要なのは、検出された禁止物質が本規程 10.5.1.2 項に定める「汚染物質」であるか否かを厳密に認定することではなく、むしろ、本件禁止物質を含有していた「デキサプリン XR」なるサプリメントの特性と競技者の同製品の使用に関する態様が、同 10.5.1 項における競技者の「過誤の程度」との関係で、どのように評価されるかである。
- そこで、「デキサプリン XR」なるサプリメントの特性や競技者の使用に関する態様につき検討するに、同製品の製品ラベルにおいて本件禁止物質の表示がなかったことは確かである。しかし、サプリメントについては一般に、競技者が引用する先例の存在からも明らかなように、製品ラベルに表示されていない物質が含まれているリスク、換言すれば、含有する全ての物質が製品ラベルに記載されていないリスクが少なくはない。そして、競技者たる者は、そのリスクの存在を常に勘案してサプリメントを使用すべきである。
- 加えて、同製品の製品ラベルにおいては、本件禁止物質が含まれていたと考えられる「アカシア・リギデュラ」なる物質の含有は明確に表示されている。すなわち、その実体が必ずしも明らかではない物質が含有していることは明示されていたのであり、そのような実体が明らかではない物質の中に禁止物質が含まれている可能性について、競技者は慎重に考慮すべきであった。
- もっとも、競技者は、「デキサプリン XR」の使用に際し、インターネットで禁止物質の含有の有無について調査し、同製品の製造者による「公式」ウェブサイトにおいてその安全性を確認したと主張している。しかし、このウェブサイトの少なくとも平成 27 年 11 月末現在のバージョンにおいては、“Methysynephrine”が含有していると明確に記載されている (<http://www.dexaprine.org/ingredients>)。本件で検出された禁止物質の一つであるオキシロフリンの別名であるメチルシネフリンの正確な綴りは“Methylsynephrine”であり、“1”が抜けてはいる。しかし、この記載に気がついていれば、同製品に本件禁止物質が使用されている可能性について意識することが可能であったはずである。
- この点、競技者が本製品を使用した平成 27 年 5 月においても、かかる記載が同ウェブサイト上に存在したか否かについては明らかではなく、競技者が安全性を確認した当時にお

いてはこの記載がなかった可能性を完全に否定することはできない。しかしそもそも、この製造者は、同製品の製品ラベルにおいて本件禁止物質の表示を行わなかった者であり、「アカシア・リギデュラ」なる実体が明らかではない物質に本件禁止物質が含まれていることの危険性に関心であった者である。そのような製造者による「公式」ウェブサイトであればあるほど、安全性を確認する情報源として相応しくないということは、(法規制が厳しい医薬品に関しては別段) サプリメントについては十分に起こり得る。このリスクについても、競技者は慎重に考慮した上で、安全性を確認すべきであった。

- そのような観点から、“Dexaprine XR”なる製品名を用いて実際にインターネット検索を試みると、同製品の危険性について警告する平成 27 年 5 月以前の記事や、本件禁止物質の含有について明記する販売業者のウェブサイトなどに辿りつく。検索結果についてはどの検索エンジンを利用するかによって差異があるのは確かであるが、当時においてさえ、アンチ・ドーピング規則違反の危険性がある製品であることを意識するに十分な状況にあったといえる。そうであるにもかかわらず、同製品の製造者による「公式」ウェブサイト(しかも少なくとも現在のバージョンからは本件禁止物質の含有を意識することが可能である)のみに依拠し、「安全」と考えた競技者の行動には、問題なしとは言えない。
- ところで、競技者の同製品の使用に関する態様との関係で、本件には、米国人である競技者が日本のチームで競技生活を営んでいたことから生じる言語上の問題があった。この点、公益財団法人日本ソフトボール協会の医事委員会は、「ドーピング防止のために」なるパンフレットを用意し、関係者各位に配布している。そしてそこには、「3. サプリメントについて」なる項目があり、「サプリメントあるいは栄養補助食品は医薬品ほど規制が厳しくなく、禁止物質が混入されている例もあります。」との説明がなされている。確かに、このパンフレットは日本語のみで作成されており、日本語を解しない者には直接的には意味のないものでしかない。また、このパンフレットその他を用いた具体的なアンチ・ドーピング教育は各チームに任されており、日本語を解しない者へのアンチ・ドーピング教育が制度的に保障されていたわけではない(しかも、競技者の主張によれば、所属チームにおける英語によるアンチ・ドーピング教育の提供は、実際にも十分になされていないとのことであった)。この点で、競技者が日本においてアンチ・ドーピング教育を十分に受けられなかった可能性は否定できない。しかしその一方で、競技者は過去にソフトボールの米国代表チームに所属しており、そこにおいては母国語たる英語によりアンチ・ドーピング教育を十分に受ける機会があったはずであり、サプリメントのリスクに無自覚であったことの弁解とすることは難しい。
- もっとも、本件禁止物質が「競技会(時)に禁止される物質」である一方で、競技者が実際に本製品を使用したのは競技会前であるという事実については、勘案する必要がある。すなわち、例えば、競技者が引用する *Cilic v. ITF* (CAS 2013/A/3327)は、そのような物質についてのアンチ・ドーピング規則違反は、競技会前の摂取である限り、その摂取行為自体に向けられるのではなく、その物質が競技者の体内に残っている間に競技会に参加してしまったことに向けられているのであり、競技会中に摂取した場合に比べ、認定されるべき「過誤の程度」は異なってしかるべきであるとする。競技会前の摂取であったからといってアンチ・ドーピング規則違反がなくなるわけではないことはもちろんであるが、本規程

10.5.1 項における競技者の「過誤の程度」との関係では勘案する必要があるとはいえる。

- ・ 以上の各事情に鑑みれば、本件では、競技者に「重大な過誤又は過失がないこと」を合理的に認めることができる。そして、検出された禁止物質が特定物質であること、今回の違反が1回目の違反であることからすれば、本規程 10.2.1.2 項及び同 10.2.2 項、並びに、本規程 10.5.1.1 項の定めに基づき、競技者を8ヶ月間の資格停止とするのが相当である。
- ・ なお、競技者は、汚染物質に関する上記先例における資格停止期間との均衡を考慮する必要があると主張するが、上述したように、これらのほとんどは平成27年の改訂以前のアンチ・ドーピング規則の下での先例であり、違反に対する制裁が加重されている現在のアンチ・ドーピング規則との関係で、それらの先例を何らの留保なく考慮しなければならないものではない。他方で、UK Anti-Doping v. Murphy については、平成27年の改訂以後のアンチ・ドーピング規則の下での先例であるが、競技者が未成年であると同時に、問題となったサプリメントに関して、その製品ラベルにおいてはもちろん、いかなるインターネット上での検索によっても禁止物質の含有の可能性を見いだせなかったケースであり、そのような事案で6ヶ月の資格停止期間が課されたこととの関係で、本件における上記結論が均衡を失すとは考えられない。
- ・ 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成27年7月7日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.2 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては同年11月21日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の開始日は同年7月7日とする。
- ・ なお、競技者は、本件については本規程 10.11.2 項に定める「適時の自認」があったとして、制裁措置の開始日を検査実施日である平成27年5月30日にまで遡らせるべきであると主張する。しかし、同年7月7日に暫定的資格停止が通知された後、競技者はB検体分析を要求し、同年8月7日にB検体についても検出結果は変わらない旨が通知された後、来日しての直接の聴聞会出席を希望するとして同年10月1日～7日（土日は除く）という形で聴聞会の希望日程を連絡してきた。そこで、当該日程の範囲での聴聞会の開催を予定し、その日時を競技者に通知したところ、怪我のため医師よりフライトの許可が下りず、来日できない旨の主張がなされ、さらに、代理人の選任のために時間が必要であるため、上記日程の範囲内で聴聞会を開催せず、これを延期してほしい旨の主張がなされた。そこで、延期を決定したところ、競技者の代理人となった米国弁護士から代理人就任の通知があったため、競技者側に対し（ビデオ会議を利用しての）同年10月後半での聴聞会の開催を打診した。しかし、競技者側から防御の準備のためにさらなる時間が必要との連絡があったため、同年11月後半の聴聞会開催を打診したところ、最終的に同年11月21日に（ビデオ会議を利用しての）聴聞会の開催に至った。そうした中、競技者から「アンチ・ドーピング規則違反を自認」する旨の主張が提出されたのは、聴聞会の直前である同年11月18日であった（以上につき、本件手続の概要に関する「別紙」参照）。以上のような状況に鑑みると、言語の障壁その他の全ての関連事情を勘案したとしても、本件において競技者が「アンチ・ドーピング規則違反に問われた後、速やかに」アンチ・ドーピング規則違

反を自認したと認めることはできず、制裁措置の開始日を暫定的資格停止が課された日より前に遡及させることはできない。

- ・ 以上より、上記の決定をするに至った。

以 上

2015-001 事件 日本アンチ・ドーピング規律パネル決定 別紙

年月日	手続の概要
平成 27 年 5 月 30 日	競技会検査の実施
平成 27 年 7 月 7 日付	JADA より、競技者に対し、暫定的資格停止通知(和文)を発送した
平成 27 年 7 月 17 日	JADA より、競技者に対し、違反通知及び暫定的資格停止通知(英文)を発送した
平成 27 年 7 月 28 日	B 検体分析の実施
平成 27 年 8 月 7 日	JADA が B 検体検査結果通知を発送した
平成 27 年 9 月 16 日	競技者より、JADA を通じ、日本アンチ・ドーピング規律パネル(以下「規律パネル」という。)に対し、来日して聴聞会に出席する旨、希望日程が 10 月 1 日～7 日(土日は除く)である旨の連絡があった
平成 27 年 9 月 25 日	規律パネルは、10 月 1 日午前 9 時 30 分から暫定聴聞会及び聴聞会を開催する旨、通知書を発送した
平成 27 年 9 月 28 日	競技者より、規律パネルに対し、怪我のため医師よりフライトの許可が下りず、来日できないとの連絡があった
平成 27 年 9 月 29 日	競技者より、規律パネルに対し、本件について代理人弁護士を選任する手続途中であるため、聴聞会を延期してほしい旨の連絡があった
同日	規律パネルは、10 月 1 日午前 9 時 30 分からの開催を予定していた暫定聴聞会及び聴聞会につき、延期を決定した
平成 27 年 10 月 3 日	A 弁護士より、規律パネルに対し、競技者代理人就任の連絡等があった
平成 27 年 10 月 13 日	規律パネルは、競技者に対し、暫定聴聞会及び聴聞会の候補日程(10 月後半の 2 日)を提示し、聴聞会の所要時間、開催場所等について連絡した
平成 27 年 10 月 15 日	競技者代理人から規律パネルに対し、防御の準備のためにさらに時間が与えられるべきとの提言がなされた
平成 27 年 10 月 16 日	規律パネルは、競技者に対し、暫定聴聞会及び聴聞会の候補日程(11 月中旬から下旬の 3 日)を提示した
平成 27 年 10 月 17 日	競技者より、規律パネルに対し、11 月 21 日、22 日は差し支えないこと、通訳の立会いのもと、競技者代理人事務所の会議室とのビデオ会議での開催を要請すること等について連絡があった
平成 27 年 10 月 20 日	規律パネルは、11 月 21 日午前 10 時から暫定聴聞会及び聴聞会を開催する旨通知を発送し、ビデオ会議の準備につき追って連絡することとした
平成 27 年 11 月 18 日	競技者より、規律パネルに対し、「アンチ・ドーピング規則違反を自認」する旨の主張などを含んだ書面及び証拠が提出された
平成 27 年 11 月 21 日	暫定聴聞会及び聴聞会がビデオ会議を利用して開催された

以上